

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案要綱

第一 介護保険法施行令の一部改正（第一条関係）

一 共生型居宅サービス事業者等の特例に関する事項

介護保険法（以下「法」という。）第八条第二項の政令で定める者に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第二項に規定する居宅介護又は同条第三項に規定する重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの提供に当たる者であつて一定の条件を満たすものを追加すること。

二 介護医療院の創設に関する事項

1 介護医療院に関し、介護保険法施行令において医療法を準用する場合における必要な技術的読替え、医療法との関係等に関する事項を定めること。

2 違反した場合に介護医療院の許可の欠格事由となる国民の保健医療又は福祉に関する法律等について定めること。

三 その他所要の改正を行うこと。

第二 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正（第二条関係）

- 一 法第二百二十二条の三の規定による交付金の算定方法に係る規定を設けること。
- 二 その他所要の改正を行うこと。

第三 児童福祉法施行令の一部改正（第四条関係）

- 一 児童福祉法第二十一条の五の十七について、児童相談所設置市が事務を処理する場合の所要の読替規定を整備すること。
- 二 その他所要の改正を行うこと。

第四 医療法施行令の一部改正（第五条関係）

- 一 都道府県知事が、医療法第四十二条の三第一項の認定を受けた医療法人の認定を取り消すことができる場合を次のとおり追加すること。
 - 1 収益業務から生じた収益を当該医療法人が開設する介護医療院の経営に充てないとき。
 - 2 収益業務を継続することが、当該医療法人が開設する介護医療院の業務に支障を来すと認めるとき。
- 二 その他所要の改正を行うこと。

第五 社会福祉法施行令の一部改正（第六条関係）

- 一 社会福祉法第二十六条第一項の政令で定める事業に介護医療院を経営する事業を追加すること。
- 二 社会福祉法第八十九条第一項の政令で定める社会福祉を目的とする事業に、介護医療院を経営する事業を追加すること。

第六 老人福祉法施行令の一部改正（第七条関係）

- 一 老人福祉法第二十九条第十四項の政令で定める法律について定めること。
- 二 その他所要の改正を行うこと。

第七 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正（第八条関係）

- 一 病床転換助成事業の期限を平成三十年三月三十一日から平成三十六年三月三十一日までに延長すること。
- 二 その他所要の改正を行うこと。

第八 地方自治法施行令の一部改正（第九条関係）

- 一 共生型居宅サービス事業者等に係る特例の創設等に伴う所要の読替規定の整備を行うこと。

二 その他所要の改正を行うこと。

第九 その他関係政令について、所要の改正を行うこと。（第三条及び第十条から第二十二條まで関係）

第十 経過措置（第二十三條関係）

介護保険の被保険者としなさいこととされたことのある者に係る健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法の住所地特例の規定の適用についての所要の読替規定を整備すること。

第十一 施行期日等

一 この政令は、平成三十年四月一日から施行するものとする。 （附則第一条関係）

二 この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。 （附則第二条から第四条まで関係）